

# 男女平等社会は実現できるのか

高崎経済大学教授 塩田咲子

## 1. 今日の男女平等とは

従来考えられていた「男性が仕事で女性は家庭」という性別の役割分担ではなく、今日では、性別役割分業を見直して、男女があらゆる分野に自らの意思で参加すること、いわば、女性はより社会へ、男性はより家庭へという新しい平等論が、1975年の国連女性年や1979年の女性差別撤廃条約などで国際的に合意されてきたのである。

日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、1986年には男女雇用機会均等法が施行され、その後、家庭科の男女共修も始まり、1999年には男女平等社会を実現するための法律である男女共同参画社会基本法も施行された。

この基本法は、男女共同参画社会(gender equal society)について、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義している。

しかしこうした法整備にもかかわらず、男女平等の実現度を国際比較している国連開発計画(UNDP)のジェンダーエンパワーメント指標(GEM)では、日本の順位は2008年には第58位、2009年は第57位で先進国では最下位であり、日本の女性の政治・経済などの分野での活躍の低さがきわだっているのである。

しかも、国連の女性差別撤廃条約の進捗状況を定期的にチェックしている女性差別撤廃委員会(CEDAW)からは、2003年につづき2009年にも「性差別の是正が不十分」との指摘を受け続けている。

## 2. 男女平等が進まない理由は？

主要な分野を取り上げて男女平等を阻んでいる問題を見てみよう。

男女雇用機会均等法が幾度かにわたって改正され、育児・介護休業法による女性の就業継続支援策も整ってきているものの、雇用の平等度をあらかず男女間賃金格差は2009年で68.6と先進国では、格差の大きい国になっている。

その理由として、管理職における女性比率の低さ(8%、2009年度)や勤続年数の男女間格差、またパートや派遣など非正規雇用に占める女性比率の高さなどが挙げられる。

これらの正規と非正規の格差を縮小するには、パートタイマーとフルタイマーとの均等待遇や相互転換を保証している、国際労働機関(ILO)の「パートタイム労働に関する条約」の批准が不可欠である。また、すでに批准している「同一価値労働同一賃金条約」の実現も求められている。

このような雇用における男女間格差は、家庭責任においても男女間の格差をもたらしている。男性のほうが仕事中心で、女性のほうに家庭責任がかかってくるからだ。

その結果、女性が結婚や出産・育児で就業を断念せざるをえないというリスクが生じてくる。このリスクを回避するために、近年では、結婚や出産を遅らせたりするなど、未婚率の上昇や少子化の要因ともなっている。

日本では、女性に適用されていた残業時間の制限や深夜業の禁止などの保護が廃止されたとき、男女共通の保護基準が引き上げられなかったため、家庭に主婦がいる男性の働き方に女性があわせる

働き方が、「平等基準」となった。

したがって、男性の労働時間は短くならず家庭への参加が進まず、一方、女性が平等な働き方をすればするほど、女性も男性も家庭や生活に向ける時間が少なくなるという矛盾がある。

男性の長時間労働の働き方を変えること、女性の継続就業を支える育児支援や短時間勤務制度の普及、さらには、仕事と生活の両立を図るワークライフバランスの実現、男性の育児や家事への参加の促進などが切実に求められている。

### 3. 税・社会保険制度の見直しも課題

性別役割分業を見直すうえで、税・社会保険制度の見直しも課題になっている。「夫は仕事、妻は家庭」という専業主婦世帯をモデルにした税制として、配偶者控除が挙げられる。妻が年収103万円以上働くと、税制上、夫の税から控除がなくなるので世帯収入を減少させることから、女性の就業や年収を抑制するともいわれている。

この配偶者控除の適用要件が企業の配偶者手当などの賃金にも反映する点で、男女間賃金格差にも影響している。

また、医療や年金など社会保険においても、夫が会社員や公務員であれば、年収130万円未満の妻の場合、保険料を払わないで給付を受けるという優遇制度があることも、女性が働くうえで年収を抑制する要因ともなっている。

ただし、この税・社会保険の問題については、現状維持の意見も強く、議論を重ね、今後の課題とされよう。なお、先進国では、雇用平等の時代において専業主婦世帯をモデルとした政策は縮小・廃止されている。日本でも、2008年度の専業主婦世帯は825万世帯で共働き世帯は1011万世帯と、すでに共働き世帯が上回っている。このほか、単身世帯も増加傾向にある。

若年人口が多く、夫が稼ぎ妻は家庭を守るという家庭像が理想とされた高度経済成長期に設計され、確立されていった専業主婦世帯をモデルにした税制や社会保険制度は、現実の社会からはミスマッチになってきているともいえよう。

女性の年収を抑制するような制度が見直され、雇用の平等が進展してゆけば、女性の経済力は高まる。そうなれば、男性も専業主夫や家計補助の働き方など、人生設計の選択肢も増えてくる。男性だけが、家族の家計責任や税の負担者として過剰に働くこともなくなる。女性に経済力が備わってくると、男性だって、育児や家事を楽しめるようになるだろう。

### 4. 経済のグローバル化と超高齢社会に不可欠な男女平等

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2009年10月調査）によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分業の考えかたについて、41.3%が賛成し、55.1%が反対している。男性よりは女性のほうに反対意見が多く、年代では、高齢層よりは若い世代のほうに反対が多くなっている。

また、「社会全体における男女の地位の平等感」については、「男性のほうが優遇されている」というのが女性で77.7%、男性で64.5%となっていて、女性に不平等感が強いことがわかる。

政府は、男女共同参画社会の実現を21世紀最大の課題の1つと位置づけている。

65歳以上人口が増加する超高齢社会においては、現役世代の割合が減少して労働力の不足を招く。高齢者のみならず、女性も働かざるを得ない社会である。

経済のグローバル化や社会環境の変化のもとでは、男性だからといって正社員で定年まで働ける保証はないし、夫1人の賃金で家族の生計を支えるのも難しい時代になってゆくだろう。

経済環境の変化は、女性が働ける分野を広めている。それだけに、女性も家計を支え税金の担い手になってゆく可能性は強くなる。男性も、家事や育児能力を身につけてゆくことが大切だ。

男女が自分らしく社会で活躍し、生活にゆとりをもって家庭や子育てを楽しめるためにも男女平等社会の実現が不可欠となっている。